

# 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程

平成18年9月22日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研究費委員会決定  
一部改正 平成19年2月19日  
一部改正 平成19年5月23日  
一部改正 平成19年10月1日  
一部改正 平成19年12月17日  
一部改正 平成20年9月25日  
一部改正 平成21年1月27日  
一部改正 平成21年9月29日

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
  - (1) (略)
  - (2) 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
  - (3) (略)
  - (4) (略)
- 五 推薦者 (略)
- 六 審査意見書作成者 (略)
- 七 評価協力者 (略)

### （評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

( 評価の時期 )

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

( 評価の方法 )

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

( 守秘の徹底 )

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
  - 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
  - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
  - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
  - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
  - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
  - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
  - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

( 研究者倫理の遵守 )

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

( 利害関係者の排除 )

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 研究成果公開促進費の場合
  - (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
  - (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
    - 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
    - 事業遂行における緊密な関係
    - (例えば、学術定期刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)  
密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係  
成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な  
関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 (略)

3 (略)

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

(1) 平成17年3月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成17年9月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。

(2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3) （略）

(4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

(5)～(8) （略）

#### 二 研究種目（審査区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究）

（略）

(2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究）

（略）

(3) 科学研究費（奨励研究）

（略）

(4) 研究成果公開促進費

共通事項

ア 各分野への配分方法

各分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

イ 多元的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多元的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多元的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

## ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項

### ア 競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時まで、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

### イ 経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

## 個別事項

### ア 学術定期刊行物

a 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する欧文誌又は欧文抄録を有する和文誌のうち、重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

ただし、次の(a)～(f)に該当するものは選定しない。

- (a) 出版社の企画によって刊行するもの
- (b) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
- (c) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
- (d) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
- (e) 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
- (f) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)、(イ)の区分ごとに行う。

#### (ア) 「欧文誌」

「欧文誌」は、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるものから選定する。

「欧文誌」として採択されたもののうち、複数の学会等が協力体制をとって刊行(学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。)する国際競争力の高い欧文誌で、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものの中から「特定欧文総合誌」を選定する。選定に当たって、新たに創刊し間もないもの(3年まで)については、いずれかの要件を満たさない場合であっても、その後の計画も含めて総合的に判断することとする。

なお、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものであっても、「特定欧文総合誌」として審査されることを希望していないものは、「特定欧文総合誌」として選定しない。

- (a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの
- (b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの
- (c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの
- (d) 年4回以上発行しているもの
- (e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの

(f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

(1) 「欧文抄録を有する和文誌」

「欧文抄録を有する和文誌」は、欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるものから、学問分野の性格上、高く評価されるものを選定する。

また、「欧文抄録を有する和文誌」は、原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。

- b 一つの学会等から複数の応募があった場合には、特に慎重に審査を行う。
- c 国際情報発信強化及び我が国の学術の振興と普及の観点から、以下のいずれかに該当する学術定期刊行物の形成及び効率的・安定的な刊行を目的として、応募のあった事業期間(最長4年)を限度として複数年度の内約を行うことができる。
  - ・海外の極めて競争力の高い学術誌に対抗しうるもの
  - ・当該分野の学術研究の発展及び国際交流に貢献すると特に認められるもの
- d 複数年度の内約を受けている学術定期刊行物のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

イ 学術図書

- a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

- (a) 既に類似の成果が刊行されているもの
  - (b) 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
  - (c) 学術研究の成果とは言い難いもの
  - (d) 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
  - (e) 出版社等の企画によって刊行するもの
  - (f) 市販しないもの
  - (g) 十分に市販性があるもの
  - (h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡し、事業開始年度の4月1日より前のもの
- b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。
  - c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
  - d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
  - e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のもの、慎重に審査する。
  - f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

ウ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

また、成果公開の選定に当たっては、次のa、bの区分ごとに行う。

a 「研究成果データベース」

- (ア) 「研究成果データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。
    - ・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。
    - ・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。
    - ・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。
    - ・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。
  - (b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。
  - (c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。
  - (d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。
- (ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。  
「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学術的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。
- (I) 複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

b 「学術誌データベース」

- (ア) 「学術誌データベース」は、我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等(以下「学術団体等」という。)が作成するデータベースで、学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するものを、次の(a)～(c)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること。(「学術定期刊行物」としても採択されるような学術誌であること。)
  - (b) 当該データベースの公開が継続できることが見込まれること。
  - (c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立されており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行う。
- (ウ) 採択された事業のうち、特に早期のデータベース構築が望まれるものについては、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、応募のあった事業期間(最長5年)を限度と

した、複数年度の内約を行うことができる。

- (I) 複数年度の内約を受けている「学術誌データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(5) 特別研究員奨励費

(略)

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び12小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「一般」)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(C)(審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・若手研究(スタートアップ)の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 審査・評価第一部会

(略)

二 審査・評価第二部会

(略)

三 審査第一部会

(略)

四 審査第二部会

(略)

五 審査第三部会

(略)

## 六 奨励研究部会 (略)

## 七 成果公開部会

### (1) 学術定期刊行物

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごと(「欧文誌」の「配分予定枠」の設定に際しては、「欧文誌」と「特定欧文総合誌」をあらかじめ区分しないこととする。)に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～オのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、「欧文誌」と「和文誌」の採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、選定した「欧文誌」の採択候補成果公開の中から「特定欧文総合誌」に値する候補成果公開の有無について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」に値する候補成果公開の有無について検討する。

エ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

オ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、以下のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、「欧文誌」及び「和文誌」の採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会において、「特定欧文総合誌」及び「複数年の内約を行う成果公開」としての採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率

を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

運営小委員会及び各小委員会は、それぞれ「特定欧文総合誌」として採択された成果公開について、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

## (2) 学術図書

### 〔成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

### 〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～ウのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

ウ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

### 〔各成果公開への配分額の調整〕

各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整

を行う。

### (3) データベース

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごと(「研究成果データベース」と「学術誌データベース」をあらかじめ区分しないこととする。)に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、「研究成果データベース」と「学術誌データベース」の採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」(研究成果データベースにあっては「重点データベース」)に値する候補成果公開の有無について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」の採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会において、「複数年の内約を行う成果公開」(研究成果データベースにあっては「重点データベース」)としての採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」に

より、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

運営小委員会及び各小委員会は、それぞれ学術誌データベースとして採択された成果公開のうち特に必要と認められたものについて、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

(審査結果の開示)

第13条

一 特別推進研究

(略)

二 基盤研究(S)、若手研究(S)

(略)

三 基盤研究(A・B・C)、若手研究(A・B)

(略)

四 挑戦的萌芽研究

(略)

五 奨励研究

(略)

六 研究成果公開促進費

各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった代表者に、当該成果公開の審査結果の所見を通知する。

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 事後評価 (略)

## 研究成果公開促進費の書面審査における評定基準等

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点と平均点を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募成果公開が利益相反（第8条の二参照）にあたるものについては、審査を行わないでください。

### 応募要件に係る評価項目

〔評価項目〕 以下（ ）内は、計画調書における参照箇所を示します。

「学術定期刊行物」、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」における共通事項

### 【競争入札に係る取組状況】

（「競争入札に係る実施又は準備の状況」欄）

各応募成果公開について、補助金の効率的な執行の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。

- ・ 一定額を超える契約の締結を要するものについて、契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札の実施又は実施に向けての十分な取り組みがなされているか。

評定区分	評 定 基 準
	一般競争入札により契約の相手方を既に選定済みである。契約の相手方を選定するにあたり、一般競争入札の実施に向けての準備がなされている。
×	契約の相手方を一般競争入札によらず選定した、又はする計画となっている。

「学術定期刊行物」、「学術誌データベース」及び学会等が作成する「研究成果データベース」における共通事項

### 【学会等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

（「経理管理事務体制」、「監査体制」欄）

各応募成果公開について、補助金の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。

- ・ 交付された補助金を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・ 内部監査又は外部監査を行うなどにより、学会等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評 定 基 準
	学会等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、補助金を交付しても適正な管理ができる。
×	学会等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、補助金の交付先として適さない。

#### 評定基準 〔評定要素〕

#### 学術定期刊行物

#### 【学術的価値と質の向上】

〔「刊行の目的・意義」、「刊行物の概要」、「刊行物の特徴」、「編集委員会の構成」、「現在の編集委員会における編集方針」、「実施しているレフェリー制等の概要及び具体的な運用の実態」、「投稿論文取扱状況」、「代表的な掲載論文の主要雑誌における引用状況」欄など〕

- ・ 重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものであるか。  
なお、学術的価値については、次の点を評価の基準として取り扱う。
  - ア) 学術定期刊行物の編集体制及び編集方針等が、質の高い雑誌の刊行に寄与するものであるか。
  - イ) レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。
  - ウ) 学術定期刊行物が掲載した原著論文が、当該分野の学術研究の振興に寄与しているか。
- ・ 学術定期刊行物の刊行体制が、学術の振興及び普及に寄与することが期待できるものであるか。

#### 【国際性の向上と国際情報発信強化への取り組み】

〔「刊行物の特徴」、「国際化に向けての取り組み状況」、「刊行物の発信・公開に関する取り組み状況」、「編集委員数(うち外国人)」、「レフェリー数(うち外国人)」、「投稿論文取扱状況」、「掲載論文の状況」、「海外有償頒布部数実績国内別内訳」、「海外学術雑誌における掲載論文の引用状況」欄など〕

- ・ 学術定期刊行物の国際性を高める取り組みがなされているか。  
なお、国際性については、次の点を評価の基準として取り扱う。
  - ア) 1回当たり発行部数に占める海外有償発送部数の割合
  - イ) 編集委員及びレフェリーに占める外国人の割合
  - ウ) 海外からの投稿論文数及びそのうち掲載件数
  - エ) 掲載論文の海外主要雑誌における引用状況
- ・ 国際情報発信強化のための取り組みがなされているか。

### 【応募条件】

（ 「1回当たり発行部数」、「刊行経費に占める充当できる財源の割合の改善・経費節減に向けた取り組み状況」、「掲載論文の状況」、「海外有償頒布部数実績国別内訳」欄など ）

- ・ 学術の国際交流に資するものであり、かつ、区分ごとに定める応募の条件を満たしているか。  
なお、次のいずれかに該当するものは、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。
  - ア) 出版社の企画によって刊行するもの
  - イ) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
  - ウ) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
  - エ) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
  - オ) 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
  - カ) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

### 学術図書

#### 【刊行の目的】（「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など）

- ・ 「刊行のみ行うもの」にあつては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- ・ 「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあつては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

#### 【学術的価値等】

（ 「刊行物の内容（概要）」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など ）

- ・ 学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

#### 【刊行の意義】

（ 「刊行の目的及び意義」、「本刊行物を当該年度（平成22年度又は平成23年度）に刊行する意義」欄など ）

- ・ 当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

**【応募条件】**（「刊行物の内容（概要）」、「補助金を必要とする理由」欄など）

- ・ 応募の条件を満たしているか。  
なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。
  - ア）既に類似の成果が刊行されているもの
  - イ）既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
  - ウ）学術研究の成果とは言い難いもの
  - エ）大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
  - オ）出版社等の企画によって刊行するもの
  - カ）市販しないもの
  - キ）十分に市販性があるもの
  - ク）翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡し、事業開始年度の4月1日より前のもの

## データベース

### (1) 研究成果データベース

**【学術的価値、応募条件】**

（ 「対象分野」、「研究成果データベースの概要」、「データベースの種類・性格」、「データベース作成計画」欄など ）

- ・ 学術的価値が高いものであるか。
- ・ 以下の応募条件を全て満たすものであるか。
  - ア）我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。
    - a) データベース化が国際的にも期待されている分野
    - b) 国内においてデータベース化する必要のある分野
    - c) 国際的・国内的に同様な内容のデータベースが存在しない分野
    - d) データベース化について我が国に協力を求められている分野
  - イ）データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
  - ウ）当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
  - エ）データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。
  - オ）「学術誌データベース」ではなく、「研究成果データベース」での応募が適当なものであること。

**【有用性、公開利用状況等】**

（ 「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など ）

- ・ 利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・ 公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

## 【データベース作成計画の進捗状況】

（「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など）

- ・ 複数年度の内約を受けている「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗しているものであるか。

## (2) 学術誌データベース

### 【学術的価値、応募条件】

（「学術誌データベースの概要」、「データベースの種類」、「データベース作成計画」欄など）

- ・ 学術的価値が高いものであるか。
- ・ 以下の応募条件を全て満たすものであるか。
  - ア) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること。
  - イ) 当該データベースの公開が継続できることがみこまれること。
  - ウ) データベースを流通させるためのシステムを既に有する、又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。

### 【電子化対象等の適切性】

（「投稿論文取扱状況」、「審査制度の概要」、「海外学術雑誌における掲載論文の引用状況」欄など）

- ・ 単に、既に発表された論文等を収集して作成するデータベースではなく、学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するものであるか。
- ・ 電子化する学術誌は、学術定期刊行物としても採択に値すると評価されるものであるか。

### 【公開利用状況、公開への取り組み等】

（「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など）

- ・ 相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・ 公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。
- ・ 今後、公開を予定しているものである場合は、公開に向けた計画が適切であるか。
- ・ 当該学術誌の国際競争力の強化に資することが期待できるものであるか。

### 【自立に向けた取り組み、データベースの継続的な公開の方策】

（「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「自立に向けた取り組み状況及び当該データベースを公開するに当たっての方策」欄など）

- ・ 今後の予定も含め、自立への取り組みがなされているか。

- ・ データベースの継続的な公開の方策が確立されているか。

### 【データベース作成計画の進捗状況】

(「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など)

- ・ 複数年度の内約を受けているデータベースについては、当該データベースの作成計画が順調に進捗しているものであるか。

### 【総合評点】

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「-」を付すのは、「利益相反」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「コメント」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「コメント」欄に記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには、内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	内容等に問題があり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	
×	条件を満たしていない	

### 【審査意見の記入】

総合評点を付すとともに、応募成果公開に対する審査意見を、当該成果公開の長所と短所を中心として、「コメント」欄に記入してください。合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

(参考)平成21年度新規採択成果公開の採択率

学術定期刊行物	77.9%
学術図書	34.0%
データベース(研究成果データベース)	42.5%
データベース(学術誌データベース)	13.3%

**その他の評価項目**  
**〔補助要求額及び経費の妥当性〕**

各応募成果公開について、補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、評定をしてください。

なお、「○」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

「学術定期刊行物」

**【補助要求額の妥当性】**

（ 「補助要求額」、「刊行経費に占める充当できる財源の割合」、「刊行経費に充当できる財源の割合の改善・経費削減に向けた取り組み状況」欄など ）

- ・ 次の点も考慮したうえで、補助要求額は妥当な額であると考えられるか。
  - ア) 刊行経費に充当できる財源を十分確保しているか。
  - イ) 刊行経費に充当できる財源の割合の改善、経費削減に向けた取り組みがなされているか。

「データベース」

(1) 「研究成果データベース」

**【経費の妥当性】**

「入力予定データ量」、「研究成果データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成22年度補助要求額の明細」欄など

- ・ 作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2) 「学術誌データベース」

**【経費の妥当性】**

（ 「入力予定データ量」、「編集委員会の開催に係る経費及び学術誌データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成22年度補助要求額の明細」欄など ）

- ・ 作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されておらず、その内容は妥当なものであるか。

評 定 基 準	
評定区分	（評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある